

議案第 99 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 号中「300 円」の次に「（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）による交付の場合にあつては、150 円）」を加え、同表第 5 号及び第 9 号中「300 円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあつては、150 円）」を加え、同表第 10 号中「450 円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあつては、300 円）」を加え、同表第 47 号ア(イ)中「第 12 条第 2 項第 2 号」を「第 14 条第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 47 号ア(イ)の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第 3 号、第 5 号、第 9 号及び第 10 号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（甲府市印鑑条例の一部改正）

- 3 甲府市印鑑条例（昭和 56 年 12 月条例第 46 号）の一部を次のように改正す

る。

第17条の2中「情報システムと電気通信回線で結合された端末機で、証明書を自動的に」を「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で、必要な操作を行うことにより証明書を」に改める。

提案理由

市民の利便性の更なる向上を図るため、多機能端末機による証明書の交付に係る手数料を減額する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。